様式第11 (第92条関係)

(表 面)

	8	センチメートル				4
				第	号	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第83条第 2項の規定による身分証明書						1 1 1 1 1
2.	2.5センチメートル 職名及び氏名) 7/. \
7/1/	写		年年	月月	日生 日発行	ンチメー
チンチを	真	発行者名			印	49

備考 発行者名は主務大臣とする。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律抜粋 (報告及び立入検査)

- 第83条 主務大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第106条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした情報処理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

 $1 \sim 3$ (略)

4 第83条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。